

令和6年(2024年)4月1日付け組織改正について

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 基本方針

本市の組織体制については、総合計画の基本計画を実現する組織体制を整備しているところで、令和6年度(2024年度)は、これまでの組織運営のあり方を見直し、課名をわかりやすい名称に変更するとともに、簡素で効率的な組織体制を整備し、部局間で組織横断的に連携して、多様な行政課題に柔軟に対応できる組織運営とするため、組織改正を行います。

### 2 概要

令和6年(2024年)4月1日の市長部局の部課の数は、9部58課(令和5年度は9部24室59課)です。

### 3 室制度の見直し、課の移管や新設、整理統合などに関するもの

- (1) 組織機構について「部・室・課」であったものを、令和6年度から「部・課」とします。また、室長の役職名を次長とします。
- (2) 経営改革推進課を企画経営部から総務部へ移管し、名称を業務改革推進課とします。
- (3) 情報政策課を企画経営部から総務部へ移管します。
- (4) 都市安全部に新たに交通政策課を設置します。
- (5) 道路政策課と道路建設課を統合し、道路整備課とします。
- (6) 施設マネジメント課を企画経営部から都市整備部へ移管します。
- (7) 地域エネルギー課と環境政策課を統合し、環境エネルギー課とします。

### 4 課の名称を変更するもの

- (1) 人権男女共同参画課の名称を人権平和・男女共同参画課とします。
- (2) 住まい政策課の名称を住まいづくり推進課とします。
- (3) 子育て支援課の名称を子育て応援課とします。
- (4) 青少年課の名称をアフタースクール課とします。
- (5) 施設建設課の名称をクリーンセンター施設建設課とします。
- (6) 管理課の名称をクリーンセンター管理課とします。
- (7) 業務課の名称をクリーンセンター業務課とします。
- (8) 農政課の名称を農の魅力創造課とします。
- (9) 観光企画課の名称を観光にぎわい課とします。